

○鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会規則

平成5年10月4日

規則第17号

改正 平成8年3月29日規則37

平成13年12月20日規則7

平成18年3月31日規則49

平成28年3月31日規則58

〔鎌倉市公文書公開審査会規則〕をここに公布する。

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号。以下「情報公開条例」という。）により設置された鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(審査事項)

第4条 情報公開条例第17条又は鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）第29条の規定による実施機関の諮問を受けて行う審査会の調査審議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 情報公開条例第10条に規定する公開決定等又は個人情報保護条例第25条に規定する開示決定等

(2) 行政文書の公開の請求に係る不作為又は個人情報の開示の請求に係る不作為

(審議の併合及び分離)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る審議手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審議手続を分離することができる。

(会議録)

第6条 会議については、会議録を作成し、議題、会議の概要及び出席者を記載しなければならない。

2 前項の会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、この審査会の所掌事務を主管する課等において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月29日規則37) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月20日規則7)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則49)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則58)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。